

来島海峡における主な航法等

(詳しい航法等については、来島海峡海上交通センターのホームページをご覧ください。
ホームページアドレスは、裏面に記載しています。)

◆情報提供及び勧告◆

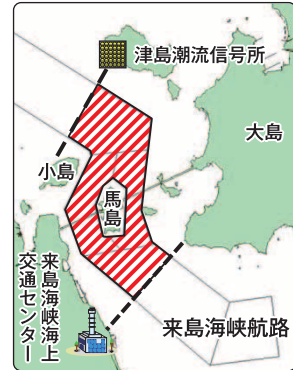
来島海峡海上交通センターでは、航行船舶に対して、他船の動静、操業漁船、気象海象、工事作業等の情報を提供するとともに、危険を防止するため必要ときは**勧告**を行うことがあります。

また、**勧告**に基づいて講じた措置については**報告**をお願いすることがあります。

情報提供や勧告は、日本語又は英語で、主として国際VHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては船舶電話等の方法でも行う場合があります。

なお、来島海峡海上交通センターが行う情報提供や勧告は、**船舶の運航者の判断を支援するために行うもので、具体的な操船方法を指示するものではありません。**

◆追越しの禁止◆



来島海峡航路で、狭く、屈曲した区間は**追越しが禁止**されています。

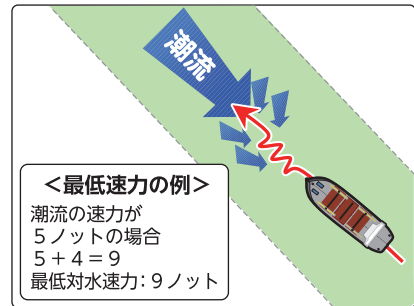
来島海峡航路を航行する船舶は、次の船舶を除く他の船舶を追い越してはなりません。

- ①漁ろうに従事している船舶
- ②許可を受けて工事作業に従事する船舶
- ③緊急用務を行うため速力の遅い船舶
- ④対地速力4ノットを確保できない船舶

ただし、海難を避けるため等、やむを得ない事由があるときはこの限りではありません。

: 追越し禁止区間

◆最低速力の確保◆



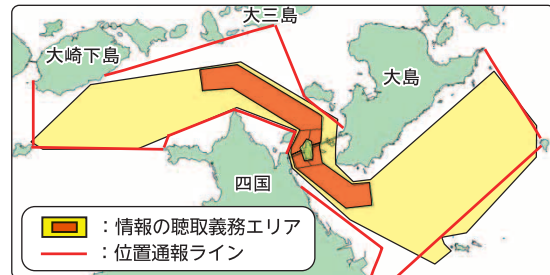
来島海峡航路を航行する船舶は、**逆潮の場合に潮流の速力を超えて4ノット以上の速力で航行**しなければなりません。

強いときには、潮流が10ノット程度にも及ぶ来島海峡では、最低速力を確保しなければ、

- ・乗揚げの危険
 - ・停留による他の船舶交通の障害
- が生じます。

最低速力を確保できない船舶に対しては、安全のため航路外での待機を指示する場合があります。

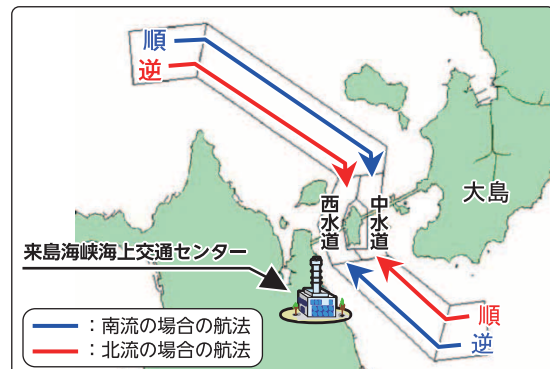
◆情報の聴取義務と転流前における入航通報◆



情報の聴取義務エリアを航行する長さ50メートル以上の船舶は、来島海峡海上交通センターからの**情報を聴取し、自ら安全を確保して航行しなければなりません。**

転流前後における特別な航法の指示を適切に行うため、**転流の1時間前から転流するまでの間に航路を航行しようとする船舶の船長は、位置通報ラインを横切るときに来島海峡海上交通センターへ通報**をお願いします。

◆転流前後における航法を指示◆



来島海峡海上交通センターでは、潮流の向きが変わる転流の前後に、主として国際VHF無線電話により航行船舶に対して個別の航法を指示します。

この連絡のため、船舶側においても情報の聴取をお願いします。

指示の内容は、**航行する水道(西水道又は中水道)を指示するものであり、船舶の操船(操舵角や機関操作等)に関して指示をするものではありません。**

平成24年3月

来島海峡の潮流信号システムが変わります



全信号所の方式を電光表示に統一!!

現在、来島海峡における潮流情報の提供方式は、腕木・灯光・電光表示による方式が混在していますが、航行船舶に対して、きめ細やかな潮流情報を提供し、視認性・利便性の向上を図るため、すべての信号を電光表示方式に統一します。

変更予定年月日 平成24年3月26日 (詳しくは水路通報等でご確認下さい。)

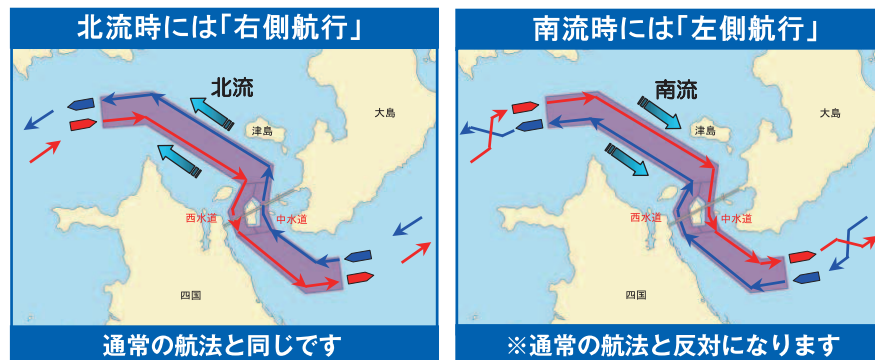


第六管区海上保安本部

来島海峡における「航法」と「潮流信号」

来島海峡航路の特殊な航法

◆ 順中逆西(じゅんちゅうぎゃくせい)航法 ◆



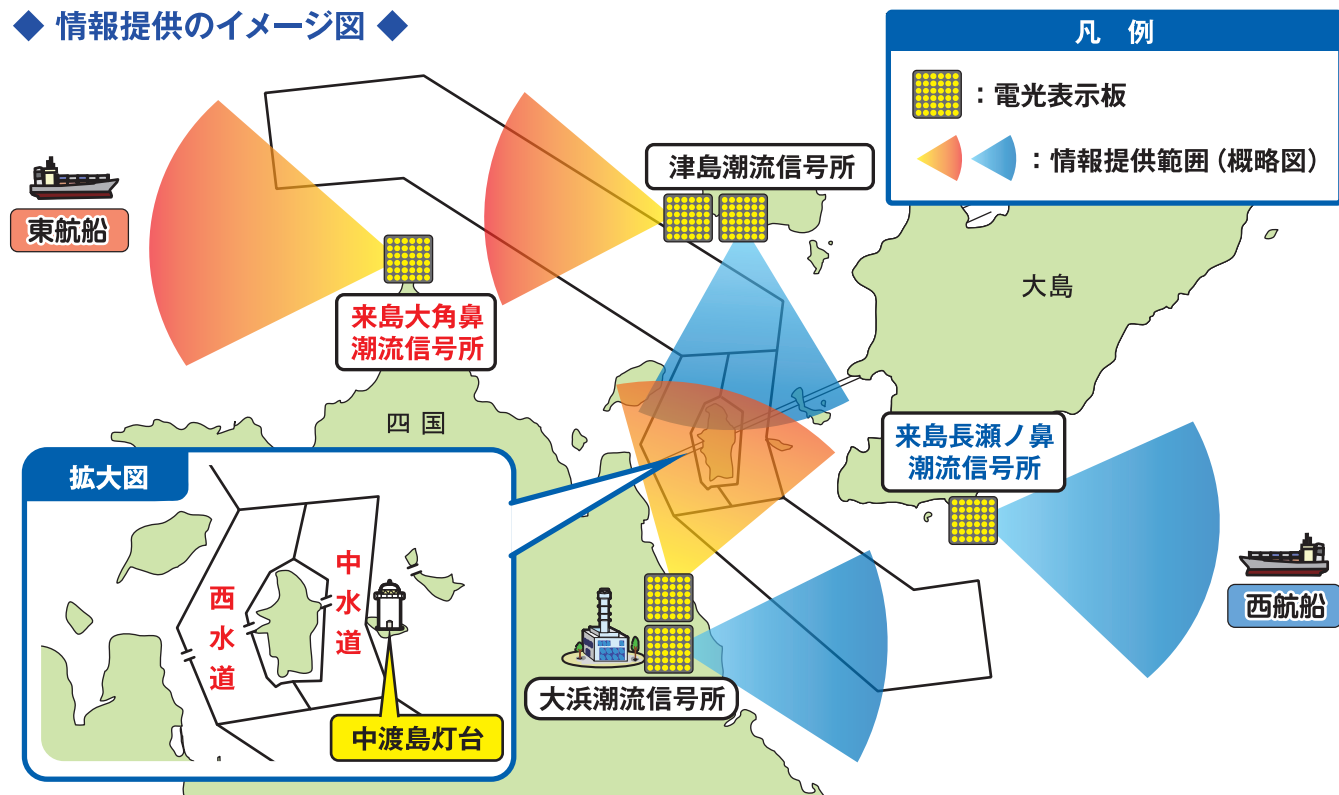
来島海峡航路は、世界で唯一の「**順中逆西**」という特殊な航法をとっています。この航法は、潮流の流向により通航路が変わる特殊なもので、船舶が潮流に乗って航行する場合(順潮の場合)は**中水道**を、潮流に逆らって航行する場合(逆潮の場合)は**西水道**を航行することになっています。

潮流信号所

来島海峡では、順中逆西という特殊な航法に対応するため、これから船舶が航行すべき水道(中水道又は西水道)の潮流情報が電光表示板で表示されます。ただし、**転流期(転流20分前から転流20分後までの間)にあつては、すべての潮流信号所において「中水道」の潮流情報が表示されます。**

なお、潮流情報については、来島海峡海上交通センターのホームページでも提供していますので、ご利用下さい。

◆ 情報提供のイメージ図 ◆

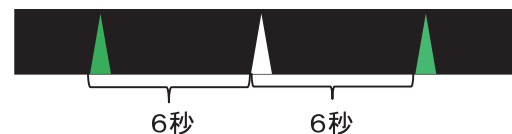


◆ 中渡島灯台 ◆

潮流信号が、電光表示方式に統一されるに伴い、中渡島潮流信号所(腕木・灯光式)は廃止され、中渡島灯台に変わります。

● 中渡島灯台の要目

位置	北緯34-07-05 東経133-00-06
灯質	単閃緑白互光毎12秒に緑1閃光白1閃光
光達距離	緑光 7.5海里 白光 7.5海里



◆ 潮流信号の電光表示 ◆

潮流信号所の電光表示の内容については、次のとおりです。

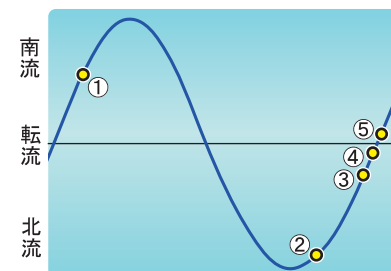
電光表示	内容	航行時に留意すべき事項
S	南流	
N	北流	
0~13	流速 【単位:ノット(小数点第一位を四捨五入)】	逆潮の場合、最低速力4ノットを確保する必要があります。
↑	流速が速くなる	
↓	流速が遅くなる	
↓	転流1時間前から転流まで	この表示が出ている時の航路航行には、転流時通報が必要です。
x	転流期 【転流20分前から転流20分後まで】	

※転流は、中水道における潮流の転流時刻をいいます。

◆ 表示パターン例 ◆

潮流信号所において潮流情報は、2秒毎に点灯・消灯する文字等の組み合わせにより電光表示されます。

例えば、右図のような潮流の場合、潮流信号所では次のように表示されます。



- ① S → (消灯) → 3 → (消灯) → ↑ : 南流、3ノット、さらに流速が速くなる。
- ② N → (消灯) → 5 → (消灯) → ↓ : 北流、5ノット、さらに流速が遅くなる。
- ③ N → (消灯) → 1 → (消灯) → ↓ : 北流、1ノット、転流まで1時間以内。
- ④ N → (消灯) → x → (消灯) → ↓ : 北流、転流期、20分以内に南流に変わる。
- ⑤ S → (消灯) → x → (消灯) → ↑ : 南流、転流期、さらに流速が速くなる。

◆ 来島海峡海上交通センター(来島マーチス)のホームページのアドレス等 ◆

- パソコン用
⇒ <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>
- 携帯電話用
⇒ <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/m/>



携帯電話用
QRコード

来島海峡海上交通センター

〒794-0003 愛媛県今治市湊町2丁目5番100号 TEL 0898-31-4992 FAX 0898-31-4646